

○大竹市通所型サービスC事業実施要綱

平成29年7月21日

告示第122号

改正 平成30年6月12日告示第97号

平成31年3月5日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大竹市告示第7号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号イ（エ）に規定する通所型サービスCの事業（以下「事業」という。）の実施に関し、実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施方法)

第2条 事業の実施主体は市とし、事業の実施にあたっては、事業を適切に実施できると市長が認める事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(事業の内容等)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業開始時の運動評価
- (2) 運動器の機能向上のための実践プログラム
- (3) 介護予防に関する基礎知識を学ぶ講習
- (4) 事業終了時の運動評価

2 事業は、大竹市内で週1回実施するものとする。

3 事業者は、送迎を行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、実施要綱第6条に規定する第1号事業の対象者のうち、介護予防ケアマネジメントにより当該事業の利用が適当と認められたものとする。

2 通所型サービス（従前相当）又は通所型サービスAを利用している者は、当該事業の対象者となることはできない。

(利用期間及び回数)

第5条 事業の利用期間及び回数は、おおむね3か月、12回を目途とする。ただし、介護予防ケアマネジメントの達成状況等に応じ、6か月、24回まで延長することができる。

(利用料等)

第6条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用料を事業者を支払うものとする。

2 利用者は、事業者が必要と認めるときは、食費、原材料費、送迎費等の実費を事業者を支払

うものとする。

(利用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が要介護認定を受け、介護給付の利用を開始したとき。
- (3) 市長が利用者の事業の利用が適当でないことを認めるとき。

(衛生管理等)

第8条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業を実施する際に、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者は、事業に従事する者（「以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(秘密保持等)

第9条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならないものとする。

2 事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

附 則（平成30年6月12日告示第97号）

この要綱は、平成30年6月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月5日告示第18号抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。